

資料編

1. フォーカス・グループ・インタビュー(FGI)の概要

1. 目的

うるま市内のこどもの貧困の実態把握を行うため、関係者に対するインタビューを実施しました。インタビューの参加人数は4～5人で、アンケート調査から把握された課題を踏まえ、焦点（フォーカス）を絞ったグループ・インタビューとして行っています。

2. 開催状況

- 令和5年5月18日：こどもの居場所事業等の関係者
- 令和5年6月7日：若年妊婦の支援関係者
- 令和5年6月16日：学校の関係者
- 令和5年6月28日：ひとり親支援の関係者

3. インタビューから把握された主な声

(1) 居場所事業等の関係者

(食事について)

- ・困窮世帯だと食事がままならないと感じる。学校に行けている世帯でも、困窮世帯では食べているが、お菓子とか、菓子パンとかを食べている。学校給食がとてもありがたい。
- ・食べないことで、お腹が空かなくなっているこどももみられる。食欲がなくなる生活をしている。体の機能低下のほか、そういう欲がなくなる。現状を変える力がなくなっていくのが、食からきていると感じる。
- ・食べたことがないものが多いため、食事を渡しても、すぐに素直に受け取って喜ぶことがない。
- ・食事が用意されていなかったり、そもそもなかったり、用意していても食べないというのがある。朝食を食べる習慣がない。
- ・学童に入っていない子が昼ごはんを食べそびれるとおもう。「まちの給食当番」というものを作って、小学校やその近くでキッチンを作ってみてはどうだろうか。
- ・長期休暇時は、基本、朝食を食べていないこどもが多いので、昼食がないのは大変である。

(「情報の貧困」がある)

- ・こどもの貧困問題は、家の裕福度の差というよりは、親の意識の差の方が大きい気がする。

- ・月1回くらい無料で食べられるイベントをやっているが、そういうイベントにも全然来ない子がいる。こういう情報がキャッチできていない家庭があると思う。食事があっても、親が情報キャッチできていなかったり、行く気力がなかったりする。

（食糧支援）

- ・食糧支援については、支援していただけるのは良いが、余るところには余っている状況がある。こどもの方も、また同じものだという感覚で、「いない」という場合もある。
- ・貰い慣れしているところもある半面、全く支援が届いていない家庭もあると感じる。

（体験機会）

- ・親の方を変えないと。こどもたちには、自分の家庭以外の文化を見せていく。体験、経験の蓄積についても、体験機会として食も必要だと思う。
- ・貧困問題で一番必要なのは、体験活動かなと思った。お金の問題もあるが、体験経験の不足が影響していくなと感じている。
- ・経験機会がなければこどもの自己肯定感も下がり、欲もなくなる。多角的視点で支えていくことができないかと思う。

（こどもが「あきらめる」こともある）

- ・こどもが部活をしたいと言っても、貧困家庭では部活の道具を揃えられないとか、部活の場所、試合の場所に連れていけない等、部活をできない子がいる。その子自身も家庭状況を隠して、「別に楽しくなかった」などと言って、我慢する場合もある。
- ・体験機会の積み重ねが必要であるが、送迎とか、大人同士のコミュニケーションが発生する時点で親が関与できない場合、その前段階であきらめてしまうことがある。
- ・無料塾は、無料と書いてあったから来たという人もいる。一般の塾の場合、無料で行けるとなっても、細々としたお金がかかったりする。

（親の意識）

- ・親を変えるのは難しい。こどもがいろいろな大人と会うなど、いろんな大人を知ることが大切だ。親以外のロールモデルを見る機会が少ない。
- ・保護者支援も必要である。食材支援のほか、家庭支援、保護者支援も必要だと思う。

（2）若年妊婦の支援関係者

（若年妊婦の捉え方）

- ・若年妊婦を10代にくくってしまうのは良くない。15歳と18歳は違う。15歳とか16歳とか、16歳以下のところで線を引いて分析していかないとと思う。18歳だと高校卒業している子もいる。16歳で妊娠している子はほとんど中卒。高校中退とか、高校を行っていないという場合もある。
- ・18歳で妊娠すると大人扱いで、家に帰らない。周りもそういう目で見るとなり、

子育てもして、家事もしなさいとなる。自分から学校に行こうとか、仕事しようとかそういうことができなくなってしまう。

(妊娠とその背景)

- ・本人が妊娠して、気づいたときは週数が過ぎていて、家族に相談したらもう遅くなっているという状況がある。
- ・保護者も、中絶に反対する保護者もいるが産むのが前提という保護者もいる。特にパートナーが誰かとか、そういう話もない場合もある。家族背景としては、DVがあったり、保護者の疾患があったりで、なかなか大人に相談できずに、週数が経ってしまうという報告もある。

(パートナーについて)

- ・若年妊婦の家の人が、パートナーに経済的なことなどを求めない。一緒に産んで育ててという感じをもっていない。母親もシングルで当然と思っている風潮がある。
- ・若年妊婦で「家庭」というところを求める子はあまりいない。そこをちゃんとしなきゃいけない。「家庭」、「子育て」という感覚をもっている子もいるが、そういうことを持っていない、考えていない子もいる。
- ・若年については、未成年同士の妊娠では、パートナーの親と会ったか聞くと、会っていないという人も多い。保護者同士で話す必要がある。

(若年妊婦の孤立)

- ・若年妊婦の子が、社会の中や家の中で居場所のない子である場合も見られる。パートナーは相手をしてくれて、その何かの関係を維持したいというところがあるようだ。家の中でも、地域の中でも孤独で一人ぼっちで、唯一、男の子と一緒にいて大事にされている感覚があると、そこにすがる。経済的に大変としてもそこに頼ってしまう。すごく寂しい、可哀そうと思う。学校にも行っていない。
- ・妊娠すると、彼女たちは愛情を向ける対象ができる。しかし、こどもとの関わり方がわからない。経済的にも厳しい。その愛情を向ける対象ができたというところで、存在感を得ただけで、満たされている。しかし、家庭を作っていく力はない。そういう子が多い。

(複雑な家庭状況が見られる)

- ・本人の支援に入ったら、他のところで家族の支援をしていたとか、そういうのもある。統計的に取ってはいないが、家族の方も問題があってということが多くある。要保護児童対策の必要性があったりする。

(支援、関わり方)

- ・不登校の子は、学校で性教育を学ぶ機会がない。
- ・若年で出産した場合、母親へのケアも考えないといけない。保育園を利用するなどしないと、母親に負担がかかる。母親やパートナーにも手をかけないといけない。

(3) 学校の関係者

(あきらめる子どもが見られる)

- ・ 貧困家庭のこどもが、将来に希望や夢、目標を持っていてもしょうがない、最初から期待しない方がいいと言っていた。以前は将来の夢について話していたが、自分の家庭の事情を察してあきらめてしまったようだ。

(相談しない、しにくいこども)

- ・ 学校では話ができないというのは、同級生に馬鹿にされたくないという気持ちが表れている気がする。だからと言って苦しくないわけではなく、家に帰っても一人という子もいる。先生や周りの大人が見つくて、福祉の方からアプローチしていくことが必要だと思う。プライドは小学校高学年くらいから芽生えている。
- ・ こどもたちは、朝ご飯を食べていなくてもそのことは誰にも言わず、黙って登校している。毎日同じような服を着て登校している子もいる。毎日のこどもたちの様子を観察しないとわからない。
- ・ 貧困だと親が忙しい、またはひとり親の場合が多く、一緒に過ごす時間がなく相談することができない。親自身が孤立していて、相談する習慣が身についていないため、こどもにもその習慣が芽生えない傾向にあるように思う。
- ・ 保護者では、誰にも相談してない上に、相談先の情報を持っていない。また、相談したらネグレクトや虐待などと受け取られかねないのではと心配に思う親もあり、相談に踏み出せないケースもある。
- ・ ワンストップサービスがあるといい。どんな相談でもまずはここに相談するという機関が必要である。ワンストップセンターと各関係機関がしっかりつながっていて、たらいまわしや繰り返しの相談にならないようにできるといい。

(こどもの孤立)

- ・ 孤立している家庭の子は、家だけですべてが成り立っている。中には、福祉の制度をうまく活用して、仕事をしなくても生活が成り立っているという家庭もあり、自立しなくても平気になっている。自立した暮らしを営んで苦しんでいる家庭もあれば、制度を活用して仕事をせずに生活して、孤立しても平気な家庭もある。
- ・ こども自身には、見えない孤独もあると思う。そのような家庭の子は虫歯が多い傾向にある。基本的な生活の世話を放置されていることが原因である。親のこどもに対する面倒だと思いう気持ちがあるのではないかと感じる。こどもの健康に関することで医療費も無料であるが、関心がない。

(親が体調を崩しているケース)

- ・ こどもの方が親のケアをしているケースもある。休み時間に親の様子をうかがう電話を掛けたり、休みの日に親の看病をしたりする。本人にとっては、学校よりも親の方が優先度が高い。友達との約束も親次第になるので、結局約束しなくなる。

(家庭への支援)

- ・支援の入り方が大事で、いかに自然に入れるかが重要である。家庭環境が厳しいことにアプローチするために親とつながりたいが、アプローチの仕方を間違えると、支援に入れなくなる。関係性を築くことができれば、本当の問題に入っていくことができる。
- ・厳しい状況の家庭ほど、SOSを出すことができない。助けを求めるのにもエネルギーが必要である。会話を通して関係性を作っていき、支援を進めていく。最初に課題に直接触れないことや無理に引き出さないことが大事である。特にこどもは年齢が上がるほど警戒心が強くなるため、早めに対処してアプローチをしておくことが重要である。

(多様な居場所が必要)

- ・学校以外の居場所を提案しても、本人は全く興味を示さない。母親が居場所について興味を持ったので、見学ツアーをして本人と振り返りをして居場所に通うようになった。本人に合ったところが見つかってよかったが、もっと多様な居場所が欲しいと思った。学校以外の居場所づくりに積極的に取り組んでほしい。

(SSWの増加が必要)

- ・小学校にもSSWを1人ずつ置いてほしい。学校から行政につなぐノウハウがないこともあり、そのパイプ役としてSSWが必要であると思う。

(4) ひとり親支援の関係者

(非正規雇用、収入が少ない)

- ・多くのひとり親世帯は、非正規雇用で働いていることが多い。非正規雇用では収入が限られるため、保護者はこどもたちの世話をしながら夜間に働くなど、ダブルワークをすることが一般的である。
- ・母親が非正規の仕事をする、自分の時間を少し確保することができる反面、安定した収入を得ることが難しくなってしまう。こどもと過ごす時間は作れるものの、生活リズムが崩れてしまうこともあるのが現状である。
- ・多くの人が非正規雇用で働いており、時給が低く、安定したキャリアを築くことができないため、頻繁に仕事を変えていることが多い。スキルを上げて、給料が増えるようなキャリアを築いていけるようにしていく必要がある。
- ・低所得者層の収入向上を支援するための施策が必要である。例えば、職業訓練や就労支援などを通じて雇用機会を増やすことや、最低賃金の引き上げなどが考えられる。また、住居費の負担軽減や教育費や医療費の助成制度の充実、保育施設の整備や待機児童の解消なども重要な施策である。
- ・学校でも式服や洋服の支援を行い、ネットワークの拡大を望む。知らない場所にこどもが行くと困るため、地域の連携が重要。

(保護者が疲弊している)

- ・家庭訪問をすると、親御さんが疲れ果てていることがよくわかる。もし経済的な余裕があれば、こどもに向き合う時間が増えるが、ひとり親家庭ではそれが難しい。ファミリーサポートがあれば良いが、費用もかかってくる。月に約1万2,000円程度必要になる。ひとり親家庭の場合は厳しいと思う。無償でサポートが受けられる制度や、他の形でのサポートがあれば、それが良い循環につながると思う。

(就労すると税金が取られ、さらに収入が減る)

- ・課税が関係していて、少し収入が増えるだけで補助が受けられなくなるという問題がある。補助金の線引きが10万円だとして、わずかに収入が10万2,000円に上がっただけで全ての支援を受けられなくなってしまう。これは改善されるべきである。補助金があるにもかかわらず、働かない方が経済的に得という状況が出てきてしまう。国が出している支援がもう少し柔軟であれば良いのと思う。

(心理的サポートが必要)

- ・保護者への心理的なサポートも大切。生活が苦しい状況ではストレスや不安が高まりやすいので、相談窓口の設置やカウンセリングの提供など、精神的な支援も重要である。

2. 用語解説

<ア行>

SDG s

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

<カ行>

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法に基づく、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つ。

こども家庭センター

できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認または汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う場所。

こども大綱

「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの「こどもに関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

子供の貧困対策に関する大綱

2013年6月に成立し、翌2014年1月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえて2014年に閣議決定されたもの。大綱では、子どもの貧困対策に関する基本方針から貧困指標、指標改善に向けた重点施策などが具体的に明記されている。

<サ行>

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

就学援助

学校給食費や学用品費等の支払いに困った保護者に対して、申請に基づき、その費用の一部を援助する制度のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした法律。県や市が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

<ハ行>

放課後児童クラブ

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたちを対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業。

<ヤ行>

ヤングケアラー

本来は大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行っている18歳未満の子どものこと。本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなくなったりしている子どもたちのこと。

3. うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会設置規程

○うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会設置規程

令和6年1月9日
訓令第2号

(設置)

第1条 うるま市内の貧困の状況にある子ども等に対し、関係部署が主体的な観点から貧困の状況にある子ども等のライフステージごとにニーズに即した施策を行うに当たって、相互に連携して切れ目のない総合的な対策の推進を図るため、うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、うるま市内の貧困の状況にある子ども等に対する次に掲げる事項とする。

- (1) 教育の支援に関すること。
- (2) 生活の支援に関すること。
- (3) 就労の支援に関すること。
- (4) 経済的な支援に関すること。
- (5) 国、県等の支援策の活用に関すること。
- (6) その他こどもの貧困に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長に子ども未来部長、副会長に学校教育部長をもって充てる。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて必要な委員のみを招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又はその意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議で協議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下に部会を置く。

- 2 部会名、部会長及び副部会長は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 部会の委員は、部会長の部署に所属する職員をもって構成し、辞令を用いることなくその職に任命されたものとする。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第7条 部会の会議（以下「作業部会」という。）は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

- 2 作業部会は、第2条各号に規定する所掌事項について必要に応じ調査及び協議する。
- 3 部会長は、作業部会で調査及び協議する事項により、必要な委員のみを招集するものとする。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、作業部会で調査及び協議した事項について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

- 2 作業部会の庶務は、副部会長の部署において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年4月3日訓令第27号）

この訓令は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月1日訓令第45号）

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年7月7日訓令第40号）

この訓令は、令和2年7月7日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第24号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月8日訓令第44号）

この訓令は、令和4年8月8日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第22号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

この訓令は、令和6年1月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	備考
こども未来部長	会長
学校教育部長	副会長
福祉部長	委員
経済産業部長	委員
こども未来部参事	委員
企画部長	委員
財務部長	委員
市民生活部参事	委員
こども未来部 こども政策課長	委員
こども未来部 こども家庭課長	委員
こども未来部 保育こども園課長	委員
こども未来部 こども教育支援課長	委員
こども未来部 こども発達支援課長	委員
こども未来部 子育て世代包括支援センター所長	委員
こども未来部 子育て世代包括支援センター主幹	委員
福祉部 保護課長	委員
福祉部 障がい福祉課長	委員
福祉部 福祉政策課長	委員
学校教育部 学務課長	委員
学校教育部 学校教育課長	委員
学校教育部 教育支援センター所長	委員
企画部 企画政策課長	委員
財務部 財務政策課長	委員
経済産業部 産業政策課長	委員
市民生活部 健康支援課主幹	委員

附 則

この訓令は、令和6年1月9日から施行する。

別表別表第2（第6条関係）

部会名	部会長	副部会長
ひとり親支援部会	こども未来部長	こども未来部 こども家庭課長
生活・経済支援部会	福祉部長	福祉部 保護課長
教育支援部会	学校教育部長	学校教育部 学校教育課長
就労支援部会	経済産業部長	経済産業部 産業政策課長

4. うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会規則

○うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会規則

令和6年3月25日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)の規定に基づき、うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市こどもの貧困対策推進計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

2 策定委員会はうるま市こどもの貧困対策推進計画の進捗状況について必要な助言等を行うことができる。

(組織)

第3条 策定委員会は15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 母子保健、福祉、教育、就労支援等を代表する者
- (3) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 策定委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が任命する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会で調査審議した事項について、委員会に報告しなければならない。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(補則)

第10条 この規則で定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のうるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会規則(以下「旧規則」という。)の規定によりうるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、この規則による改正後のうるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会規則(以下「新規則」という。)の規定によりうるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第4条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧規則の委員としての任期の残任期間との同一の期間とする。

5. うるま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿

		所 属 等	氏 名
1	会長	沖縄大学	島村 聡
2	副会長	うるま市社会福祉協議会 常務理事	伊波 勇
3	委員	沖縄県助産師会 会長	川満 恵子
4	委員	(一社) りあん(居場所代表)	山城 康代
5	委員	(一社) HOME おかえり(居場所代表)	赤平 若菜
6	委員	うるま市民生委員・児童委員連絡協議会	那覇 弘美
7	委員	うるま市青少年健全育成協議会	金城 麻美
8	委員	うるま市自治会連絡協議会	前浜 峯雄
9	委員	うるま市母子寡婦福祉会 理事・監事	山城 彌生
10	委員	うるま市校長会 会長(与那城小学校長)	大庭 真由美
11	委員	ひとり親支援者 代表	上原 沙由美
12	委員	沖縄県公共職業安定所長	山城 あゆみ
13	委員	パーソナルサポートセンター 主任相談支援員	崎間 仁
14	委員	沖縄県子ども・若者みらい相談プラザ主任 Sorae	宮城 直也
15	委員	うるま市商工会青年部長	宮城 芳枝

6. うるま市こどもの貧困対策推進計画策定過程

	内容	推進計画委員会	策定委員会	その他
令和4年度	<p>○うるま市こどもの貧困対策に関するアンケート調査 調査期間 1歳児・5歳児 (令和4年10月5日～令和4年10月28日) 小学1年生・小学5年生・中学2年生 (令和4年9月28日～令和4年10月25日) 16、17歳 (令和4年10月12日～令和4年10月28日) 調査対象 1歳児・5歳児：無作為抽出 小学1年生・小学5年生・中学2年生・16、17歳：悉皆調査</p>	第1回 (令和4年8月16日)	第1回 (令和4年8月23日)	—
	<p>○策定までの流れ ○調査報告 ○関係機関等へのアンケート調査について ○視察報告</p>	第2回 (令和4年11月22日)	第2回 (令和4年11月25日)	—
令和5年度	<p>○うるま市こどもの貧困対策推進計画策定に関する調査結果(概要)について ○うるま市こどもの貧困調査自由回答集(概要)について ○子供の貧困対策に関する大綱について ○こどもの貧困対策取組状況【概要】について ○うるま市こどもの貧困対策取組の状況把握について</p>	第1回 (令和5年5月26日)	第1回 (令和5年6月9日)	<p>フォーカス・グループ・インタビュー ●令和5年5月18日： こどもの居場所事業等の関係者 ●令和5年6月7日： 若年妊婦の支援関係者 ●令和5年6月16日： 学校の関係者 ●令和5年6月28日： ひとり親支援の関係者</p>
	<p>○策定までの流れ ○アンケート、グループ・インタビューの報告 ○関連事業シートと部会について</p>	—	—	第1回総部会 (令和5年7月31日)
	○意見交換会	—	—	<p>就労支援部会 (令和5年8月9日) (令和5年8月17日) 教育支援部会 (令和5年8月15日) (令和5年8月21日) 生活・経済支援部会 (令和5年8月15日) (令和5年8月25日) ひとり親支援部会 (令和5年8月4日) (令和5年8月14日) (令和5年9月5日)</p>

令和5年度	○これまでの経過 ○骨子、施策体系、施策について	—	—	第2回総部会 (令和5年9月29日)
	○うるま市こどもの貧困対策推進計画策定部会の流れについて ○うるま市こどもの貧困対策計画アンケート調査におけるK6質問票の結果について ○うるま市こどもの貧困対策推進計画素案について	第2回 (令和5年10月19日)	第2回 (令和5年11月1日)	—
	○うるま市こどもの貧困対策計画素案について	第3回 (令和6年1月19日)	第3回 (令和6年1月29日)	—
	○パブリック・コメントの実施 「うるま市こどもの貧困対策推進計画」について 意見募集 実施期間：令和6年2月13日～令和6年3月13日	—	—	—
	○答申 「うるま市こどもの貧困対策推進計画」の策定について	—	令和6年3月19日	—

うるま市こどもの貧困対策推進計画

令和6年3月

発行 うるま市

編集 うるま市 こども未来部 こども政策課

住所 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL : 098-923-7624 FAX : 098-979-7026

